

まん延防止等重点措置 適用

5月9日（日）から6月20日（日）まで

実施区域：三重県全域

重点措置実施区域

桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市

県民の皆様へ

新たな要請（特措法第24条第9項に基づく要請）

○日中も含め、外出や移動を避けて

※生活の維持に必要な場合を除く

特措法第24条第9項に基づく要請

○20時以降、飲食店にみだりに出入りすることは避けて

※重点措置区域のみ特措法第31条の6第2項に基づく要請

○大人数や長時間におよぶ飲食は避けて

○県境を越える移動は避けて ※生活の維持に必要な場合を除く

県外の皆様への協力依頼

○三重県への移動を避けて ※生活の維持に必要な場合を除く